



芳滝 仁 議員
(拓政会)



平成24年国が定めた「子ども・子育て関連3法」が来年4月から実施される予定だが保育制度改革の主な内容と実施に向けた町の準備体制と考え方について伺う。

- (1) 新事業計画の策定は。
- (2) 今秋から保育の利用手続きの仕組みが変わるが町民への周知の準備と考えは。
- (3) パート勤務者等保育の利用できる要件が広がることへの対応は。
- (4) 小規模保育、家庭的保育等保育の種類が増えるがその対応は。
- (5) へき地保育所が通年化されたが新年度において運営費が国から給付されるようになるのか。
- (6) 幕別本町地区の幼稚園と保育所を一体化する認定こども園への取り組みは。
- (7) 事業所内保育所の社外解放は町の補助金が必要になるがその対応は。
- (8) 町の今後子ども・子育て支援についての方針について。一時預かり事業、病児、病後児保育事業、放課後児童クラブ（学童保育）の現状、小学校3年生までを同6年生ま

問	答
「子ども・子育て支援新制度」実施に伴う対応について	「子どもの最善の利益」が実現できる地域社会を目指して進めていきたい

でに拡大する事業等の実施についての考えを伺う。

町長

(1) 円滑に新制度へ移行できるように次世代育成支援対策地域協議会から提言をもらいながら計画策定に取り組んでいる。

(2) 現時点において、細部については未確定の事項もあり情報収集に努めており、利用手続きを含めた新制度に対する町の取り組みを決定した後に、広報紙やホームページ、説明会の開催などにより住民への周知に努めていく。

(3) 既に、現行制度において保育実施条例第2条第7号「町長が認める前各号に類する状態にあること」の要件に該当するものとして、求職活動、大学・訓練学校等への就学、育児休業中についても入所を可能な変更はない。

(4) 新たに位置づけられた保育事業の地域型保育給付は、その類型として利用定員6人以上19人以下の小規模保育、5人以下の家庭的保育、

(5) 現在、町内のへき地保育所は、認可外保育施設として児童福祉施設の設備運営基準に準じて運営し、その運営に係る費用は国庫補助金が交付されている。新制度への移行に伴い、現運営方法を踏まえ、地域型保育事業の小規模保育事業を視野に検討している。

(6) 幕別中央保育所について、将来の人口動態や地域の実情などを十分勘案しながら幕別本町地区における幼児保育や幼児教育、加えて子育て支援のあり方について、教育委員会と協議を進めている。

(7) 町内には、新制度において地域型保育事業の対象となり得る事業所内保育所があることから、今後制度の有効活用を目指して設置者と協議を進めていきたいと考えている。

(8) 一時預かりは現在もやっている。病後児保育は札内青葉保育所で行い、病児保育は看護師等の配置も必要なので、事業を行っている事業者と話し合いをしなから、前向きにやっていけるのであれば町としても支援をしていきたい。放課後児童対策については、在籍数が定員を超え、施設的には厳しい状況で運営しており、すぐに拡大は難しいが、将来に向けていろいろなニーズに応えながら、国が定めている6年生までの保育に向けて検討していきたい。



病後児保育を行っている
札内青葉保育所